

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市徘徊高齢者家族支援サービス利用決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市徘徊高齢者家族支援サービスの利用について、次の通り決定したので、野田市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施規則第5条第2項の規定により通知します。

1 利用を認める

徘徊 高齢者 対象 となる	住所			
	氏名		電話番号	
	暗証番号		利用開始日	
利用者	住所			
	氏名			

2 利用を認めない

理由	
----	--

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長と

なります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。